



2021年8月4日

各位

会社名 本田技研工業株式会社
代表者名 取締役 代表執行役社長 三部 敏宏
(コード番号 7267 東証第一部)
問合せ先 事業管理本部 経理部長
藤村 英司
(TEL. 03-3423-1111)

当社執行役等に対する株式報酬制度について

当社は、2021年8月2日開催の報酬委員会及び本日開催の取締役会において、国内居住の執行役、執行役員及び一部の執行職（以下総称して「執行役等」という。）を対象とした株式報酬制度の内容、並びに2018年度より導入している信託を活用した株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

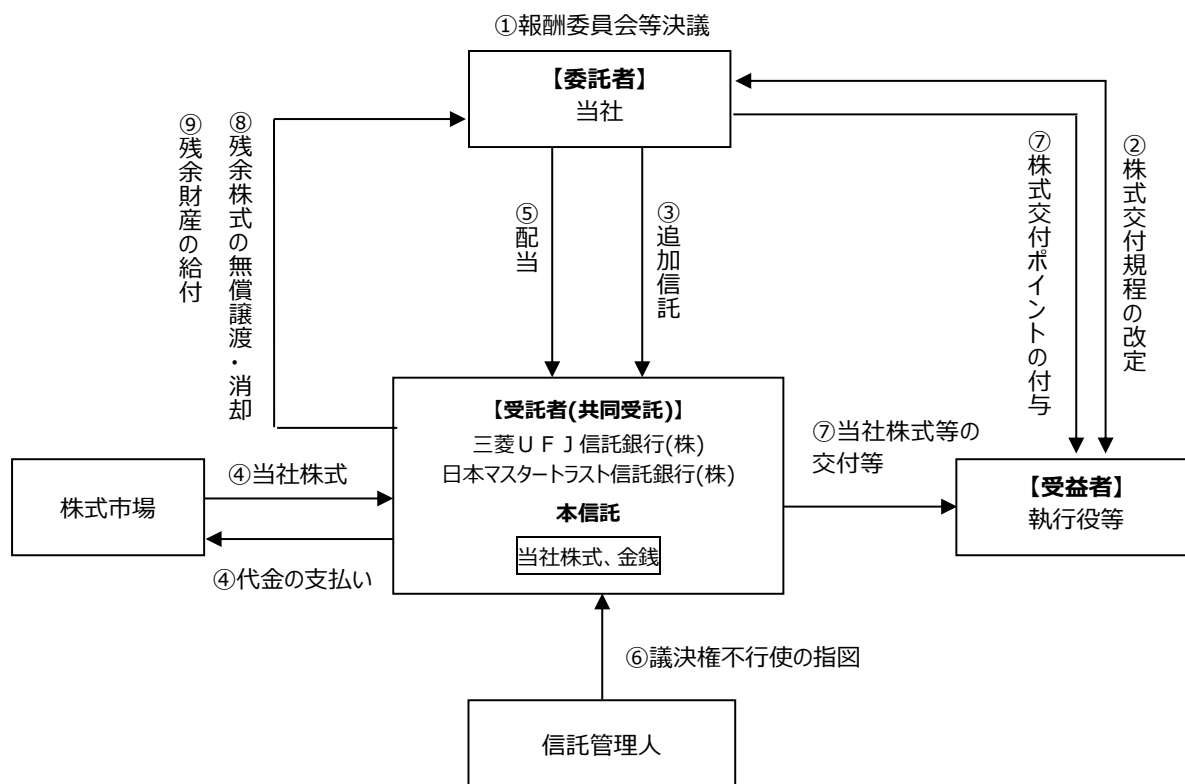
1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、執行役等を対象とし、中長期での企業価値の持続的な向上に対する貢献意識をより高めるとともに、株主の皆様との利害共有を図ることを目的として、2018年度より導入している本制度の継続を決定しました。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。2021年度以降の本制度の継続にあたっては、本制度を一部改定し、既に設定されているBIP信託の信託期間を延長いたします。
- (3) BIP信託は、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)と同様に、役位及び当社の業績や企業価値等の経営上の指標の達成度または成長度に応じて、執行役等に対し当社株式及び金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う仕組みです。
- (4) 本制度の継続は、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする報酬委員会及び取締役会において決議いたしました。なお、報酬委員会では、業績目標の妥当性やその達成状況等について公正に評価し、役員報酬制度に係る決定プロセス及び結果の透明性・客観性を確保してまいります。

2. 本制度の一部改定について

本制度の対象者は、業務執行を行う国内居住の取締役、執行役員及び一部の執行職としておりましたが、本制度の継続にあたり対象者を執行役等へ変更いたします。これは当社が指名委員会等設置会社へ移行したことに伴う変更であり、対象者に関する改定を除き、本制度の内容を維持いたします。

3. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は報酬委員会及び取締役会において本制度の継続について決議を行っております。
- ② 当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は①の決議に基づき、受益者要件を満たす執行役等を受益者とする信託(以下「本信託」という。)の信託期間を延長し、受託者に金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭と既存の本信託に残存する金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、原則としてポイント付与から3年後にかかるポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
また、本信託内の当社株式に関して支払われていた配当金についても、本信託から交付等が行われる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む。)の数に応じて受益者に給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、執行役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は、これを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する

場合には当社株式の取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金(信託金から株式取得資金を控除した額。信託報酬及び信託費用等にかかる準備金。以下同じ。)を超過する部分については、当社及び執行役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

- ※ 信託期間中、本信託内の当社株式の数が信託期間中に執行役等について定められる株式交付ポイント数(下記4.(4)に定める。以下同じ。)に相当する当社株式の数の不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託する可能性があります。

4. 本制度の内容(継続後)

(1)本制度の概要

継続後の本制度は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、役員及び当社の業績や企業価値等の経営上の指標の達成度または成長度に応じて、執行役等に対し当社株式等の交付等を行う仕組みです。

(2)本制度の対象者(受益者要件)

執行役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 執行役等であること(本制度継続後に新たに執行役等となった者を含む。)
- ② 自己都合で退任した者(傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除く。)及び在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件として信託契約または株式交付規程に定めるものを満たすこと

(3)延長後の信託期間

2021年9月(予定)から2024年8月(予定)までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託の信託期間を当初の信託期間(3年間)と同一期間延長することができます。その場合、当社は、延長された信託期間毎に、報酬委員会及び取締役会の決議に基づき、執行役等に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、引き続き延長された信託期間中、執行役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(執行役等に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。)及び金銭(総称して以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等を延長する本信託に承継します。この信託期間は、その後も同様に延長することができます。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、執行役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある執行役等が在任している場合には、当該執行役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 執行役等に交付等が行われる当社株式等

当社は、毎年7月に、役位に基づき定める基準ポイントを執行役等に対して付与し、基準ポイントの付与から3年後の6月頃(当該期間経過前に執行役等が退任または死亡した場合は当該時点)に、業績連動係数を乗じることにより算出されるポイント(以下「株式交付ポイント」という。)に基づき、交付株式数(換価処分の対象となる株式を含む。)を決定します。なお、1ポイント当たりの当社株式は1株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割、株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイントの数及び下記(6)の上限交付株式数を調整します。

[基準ポイント算定式]

役位別株式報酬基準額(※1)÷2021年3月(本信託の継続を行う場合には、信託の延長日の属する月の直前の3月)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

[株式交付ポイント算定式]

基準ポイント×業績連動係数(※2)

(※1)「役位別株式報酬基準額」は職責や職務、報酬全体に占める金銭報酬と株式報酬の割合等を考慮して決定します。

(※2)業績連動係数は、基準ポイントの付与日の属する事業年度を初年度として連続する3事業年度の最終事業年度(以下、「対象期間」という。)の連結営業利益率等の財務指標、ブランド価値・ESG等の非財務指標の達成度または成長度に基づき、50%~150%の範囲で決定します。なお、対象期間満了日より前に執行役等が退任または死亡した場合には、業績連動係数は100%とします。

(5) 当社株式等の交付等の方法及び時期

上記(2)の受益者要件を充足した執行役等に、原則として株式交付ポイント決定後すみやかに(基準ポイントの付与から3年後。ただし、当該期間経過前に執行役等が退任した場合は当該時点)、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該株式交付ポイントに対応する当社株式等の交付等を行います。この場合、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)を交付し、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付するものとします。

また、対象期間満了日より前に受益者要件を充足する執行役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で金銭換価した上で当該執行役等の相続人に対して給付するものとします。

なお、執行役等は、在任期間に加えて退任後1年間は、本信託により交付された当社株式を継続保有するものとします。

(6) 本信託に追加信託される信託金の金額及び本信託における追加取得株式の株数

本信託に追加信託される信託金の金額及び本信託における追加取得株式の株数は、以下のとおりとします。

本信託に追加信託する信託金の金額 19億7,500万円※(予定)

※上記の追加信託額に、既存のBIP信託から承継する残余金銭を合算した金額を、本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用に充当します。

本信託における追加取得株式の株数 596,300 株^{*}(予定)

※上記の追加取得株式の株数に、既存の B I P 信託から承継する残余株式を合算した株数が、本信託の信託期間内に執行役等に対して交付等が見込まれる当社株式の株数となります。

(7)本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の株式取得資金及び追加取得株式数に従って、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、執行役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に執行役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8)本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(執行役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9)本信託内の当社株式にかかる配当金の取扱い

当社株式等の交付等が基準ポイントの付与から3年後となることを踏まえ、中長期的な企業価値の持続的な向上に対する貢献意識をより高めるため、本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、本信託から交付等が行われる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む。)の数に応じて、上記(5)により交付等が行われる当社株式等とともに受益者に給付します。

(10)信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、執行役等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には当社株式の取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び執行役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 執行役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年8月20日(2021年8月18日付で変更予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年8月20日~2021年8月末日(2021年8月18日付の信託契約の変更により、2024年8月末日まで延長予定) |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪ 追加信託金の金額 | 19億7,500万円(予定)(信託報酬・信託費用を含みます。) |
| ⑫ 株式の取得時期 | 2021年8月20日(予定)~2021年8月31日(予定)
(なお、決算期(四半期決算期を含みます。)末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上